

内部統制システムに関する基本方針

1. 基本的な考え方

日本空港ビルグループ（以下「当社グループ」という。）は、公共性の高い事業を営む企業として、「公共性と企業性の調和」という基本理念のもと、業務の有効性と効率性を高めるとともに、報告の信頼性を確保し、事業活動に関わるコンプライアンスを促進するため、グループ会社を含めた全社的な内部統制システムを整備しています。また、継続的な改善を図ることにより、内部統制システムの強化に努めています。

2. 業務の適正を確保するための体制の整備

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループにおけるコンプライアンス体制を確立するため、日本空港ビルグループコンプライアンス基本指針（以下「コンプライアンス基本指針」という。）により、役員及び使用人の行動規範を定めるとともに、コンプライアンス推進委員会規程に基づきコンプライアンス推進委員会を設置する等、その推進のための体制を整える。
- ② コンプライアンス通報窓口（通報制度）を設置し、違法行為等の発生防止と万一発生した時における会社への影響を極小化するための体制をとる。
- ③ コンプライアンス統括部門が中心となり、研修会・説明会を開催し、コンプライアンスの徹底を図る。
- ④ 取締役会規程及び経営会議規程を整備し、それらの会議体において各取締役の職務の執行状況について報告がなされる体制を整える。
- ⑤ 組織規程、就業規則等、法令及び定款に基づく各種社内規程を制定し、これに従い職務の執行がなされる体制を整える。
- ⑥ 内部監査部門において、各部門における職務執行の状況を監査する体制を整える。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報について、文書管理に関する社内規則等に従い適切に保存及び管理を行う。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に係る体制を整備するため、当社グループ全体に関する損失の危険の管理に関する規程その他の体制に係わる基本規程を制定する。
- ② リスク管理委員会は、リスク管理委員会規程に基づき、各部門から定期的にリスク情報を収集し、その情報をもとに優先して取り組むべきリスクを特定し、定期的に更新する。
- ③ 重要性が高いと評価されたリスクについては、リスク管理委員会において対応策をとりまとめ、定期的に進捗状況を確認するとともに、経営会議及び取締役会へ適宜報告する。
- ④ 内部監査部門は、リスク管理体制に係るプロセスの妥当性・適正性を監査し、必要に応じて各部門に改善提言を行い、監査等委員会へ適宜報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会」は、取締役会規程に基づき、原則毎月1回、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況の監督機能を果たす。
- ② 執行役員制度を導入し、監督と執行の分離及び意思決定の迅速化を図るとともに、執行機能の向上を図るため「経営会議」を設置する。「経営会議」は、経営会議規程に基づき常勤取締役及び執行役員等が出席し、原則毎週1回開催し、取締役会で決定した経営方針に基づき、業務執行に関する基本方針及び重要事項を審議し、あわせて業務全般にわたる監理を行う。
- ③ 取締役の職務の確実かつ効率的な運営を図るため、組織規程を定める。
- ④ 会社の業務執行に関する各職位の責任と権限を明確にし、会社業務の効率的・組織的運営を図ることを目的とし、職務権限規程を定める。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社管理規程を制定し、当社によるグループ会社の管理、当社・グループ会社間の業務の適正に関する基本方針を定め、グループ会社の業務執行の適正を確保する体制を整える。
- ② 当社は、グループとしての総合的な事業の進展とグループ会社の育成強化を目的にグループ経営会議を設置し、定期的な業務執行状況等の報告を受ける。
- ③ 当社及びグループ各社が社会のルールや倫理基準に沿った適切な行動をとるよう、コンプライアンス基本指針を策定するとともにコンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス体制（贈賄等の禁止、反社会的勢力との関係遮断等を含む。）を確立する。
- ④ 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度に対応し、当社グループの財務報告の信頼性を確保する活動を推進する内部統制推進室を当社に設置して、財務報告に係る内部統制の充実を図る。
- ⑤ 内部監査部門において、グループ各社の業務執行状況を監査する体制を整える。

(6) 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

- ① 取締役、執行役員及び使用人は、内部統制に関する事項について監査等委員会に対し定期的に、また重要事項が生じた場合は都度報告するものとし、監査等委員会は、必要に応じて取締役、執行役員及び使用人（子会社を含む。）に対して報告を求めることができるものとする。
- ② グループ会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人又はこれらの者から内部統制に関する事項や重要事項等の報告を受けた当社の取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会に対して報告する。

(7) (6) の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告については、コンプライアンス基本指針及び日本空港ビルグループコンプライアンス通報窓口運用規程に基づき、コンプライアンスに係る通報等及び調査協力をした使用人等を保護し、報告を理由とした不利益な取扱いを禁止する。

(8) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置する。また、監査等委員会の職務を補助すべき者として、監査等特命役員を選定する。

(9) (8) の取締役及び使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人を取締役から独立した役職に配置した場合には、その人事異動等に関して、監査等委員会と事前協議を行うこととする等により、取締役からの独立性を確保し監査等委員会の指示の実効性を確保する。

(10) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該 職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理等を監査等委員が請求した場合は、会社は、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められるときを除き、これを拒むことができないものとする。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会の独立性を確保するとともに、監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見を交換し、必要と判断する要請を行う。
- ② 内部監査部門は、監査等委員会と緊密な連携を保ち、内部監査の計画及び結果を監査等委員会に報告する。
- ③ 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できるものとする。
- ④ 監査等委員は、重要な議事録、決裁書類等を常時閲覧できるものとする。
- ⑤ 取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会又は監査等委員からの調査又はヒアリング依頼に対し協力するものとする。